

GMO 紛争 WTO パネル裁定

藤岡 典夫

EC は GMO（遺伝子組換え体）に慎重な域内世論等を反映して 1998 年に「事実上のモラトリアム」、すなわち GMO の新規承認を凍結する等の措置をとった。2003 年に米国、カナダおよびアルゼンチンは、EC の措置が SPS 協定（衛生植物検疫措置の適用に関する協定）等に違反するとして WTO に提訴し、WTO のパネルは昨年 9 月末に最終報告を提出した。同報告は 11 月に採択・確定した。本研究会では、本文 1000 頁を超える膨大な同報告の内容と意義について報告した。

1. パネル報告の内容

(1) 争点の措置は、次の 3 種類の措置である。

① EC の一般的モラトリアム（GMO の新規承認の全面的凍結）、② EC の産品特定の措置（個別産品ごとの承認の不履行）および③ EC 加盟 6 か国のセーフガード措置（EC が一旦承認した GMO を加盟国が自国内で暫定的に禁止）。

パネルの結論は、次の通りであった。

- ① EC の一般的モラトリアムおよび産品特定の措置（27 件のうち 24 件のみ）については、承認手続における「不当な遅延」が引き起こされ、SPS 協定附属書 C(1)(a) および 8 条違反。ただし、一般的モラトリアムおよび産品特定の措置は「SPS 措置」ではない（SPS 措置たる GMO 承認手続の「適用」の問題である）ので、申立国の主張した SPS 協定 5.1 条等の違反を認定せず。
- ② EC 加盟国のセーフガード措置については、SPS 協定 5.1 条に従ったリスク

評価に基づいておらず、5.7 条の要件にも適合していないことから、5.1 条および 2.2 条違反。

この結論を受けて、パネルは、「これらの措置を SPS 協定に基づく義務に適合させるよう EC に要請する（一般的モラトリアムについては、「それがまだ存在している限りにおいて」の条件付）」との勧告を行った。

2. パネル報告の主要な含意

① EC は、2004 年から GMO の新規承認を再開する等パネルの結論を先取りして行動していることから、パネル報告による今後の EC の政策の大きな変化はないであろう。ただし、今回の争点となっていない義務表示・トレーサビリティ制度等に関する新たな紛争の可能性が存在する。

② GMO 規制一般にとつての含意としては、GMO による人の健康および環境への影響は SPS 協定の対象であり、GMO 規制は SPS 協定の規律、特に「科学的な原則」および「リスク評価」に基づいて措置をとるとの要件を遵守しなければならない。

また、GMO のリスクの不確実性および「予防原則」は、この要件を回避する根拠にはなり得ない。ただし、リスク評価に基づいてとる措置の決定・選択に際して、リスクの不確実性を考慮することができる。

③ WTO 法上の意義としては、SPS 協定附属書 C(1)(a) の「不当な遅延」、SPS 協定 5.7 条の性格、WTO 協定の解釈と他の国際法規則との関係等の問題について、先例的な解釈が含まれている。